

## がん対策における国立がんセンターの役割について(案)

平成19年4月17日

厚生労働省医政局国立病院課

## I. 国立がんセンターの開設からこれまでの経緯

## ○ 国立がんセンターの所掌事務(厚生労働省組織令)

がんその他の悪性新生物に関し、診断及び治療、調査及び研究並びに技術者の研修を行うこと。

創設年月日 昭和 37 年 1 月 1 日

所 在 地 中央病院:東京都中央区築地5-1-1

東 病 院:千葉市柏市柏の葉6-5-1

組 織 運営局、中央病院、東病院、研究所、がん予防・検診研究センター、  
がん対策情報センター

病 床 数 中央病院:600床

東 病 院:425床

## II. 国立がんセンターに求められている役割

## 1 がん対策基本法における位置付け

がん対策基本法において、国はがん対策の基本理念

- 1)がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。
- 2)がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切ながんに係る医療を受けることができるようにすること。
- 3)がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制の整備がなされること。

にのっとり、がん対策を総合的に策定し、及び実施することを責務として位置付けられた。

とりわけ国立がんセンターについては、がん医療の均てん化の推進を図る観点からがん患者に対して適切ながん医療が行われるよう地域のがん診療連携拠点病院等との連携が明文化された。

## 2 独立行政法人化

国立がんセンターを含むナショナルセンターについては、平成18年6月成立の行政改革推進法及び本年3月成立の特別会計に関する法律等により平成22年4月に非公務員型独立行政法人化されることが決定されているところである。

厚生労働省としては、独立行政法人化に向けて、

- ① 高度先駆的医療技術等の研究開発
- ② 医療の均てん化
- ③ 人材育成
- ④ 患者、医療機関等への情報提供
- ⑤ 国に対する政策提言等の機能の発揮

を、ナショナルセンターの担うべき基本的な役割と考えている。

このうち、「高度先駆的医療技術等の研究開発」の役割を適切に発揮できるようにするためには、

- ① ナショナルセンターのもつ臨床応用研究と大学・民間企業のもつ基礎・実用研究との融合と連携
- ② これらの機関との間で積極的な人材の相互交流と多様な民間資金の活用等の推進が重要と考えている。

また、「医療の均てん化」については、ナショナルセンターが我が国のがん医療の牽引車として相応しい役割が発揮できるよう、都道府県等との連携強化を進めることとしている。

以上の観点にたつて、厚生労働省においては、現在、独立行政法人化後のナショナルセンターのあり方等について検討を行っているところである。